

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

総括表

氏 名	年 月 日生	男 女								
住 所										
障害名（部位を明記）										
原因となった 疾病・外傷名	外傷・疾病 先天性・その他()									
疾病・外傷発生年月日	年 月 日									
参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)										
	人工関節又は人工骨頭置換術 障害固定又は障害確定（推定）	年 月 日 年 月 日								
総合所見（再認定の項目も記入）										
	〔将来再認定 要（軽度化・重度化） ・ 不要〕 〔再認定の時期 1年後 ・ 3年後 ・ 5年後〕									
その他参考となる合併症状										
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。										
	年 月 日									
病院又は診療所の名称	電話 ()									
所 在 地										
診 療 担 当 科 名	科 医師氏名									
身体障害者福祉法第15条第3項の意見										
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する。 ・ 該当しない。	障害程度等級についての参考意見 級相当 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">内 訳</td> <td style="padding: 2px;">等 級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">上 肢</td> <td style="padding: 2px;">級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">下 肢</td> <td style="padding: 2px;">級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">体 幹</td> <td style="padding: 2px;">級</td> </tr> </table> 下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと。		内 訳	等 級	上 肢	級	下 肢	級	体 幹	級
内 訳	等 級									
上 肢	級									
下 肢	級									
体 幹	級									

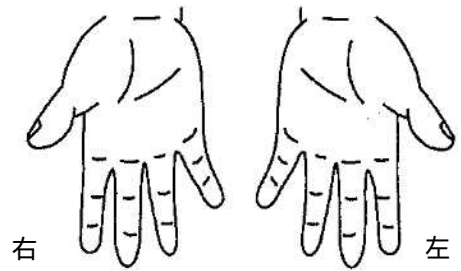
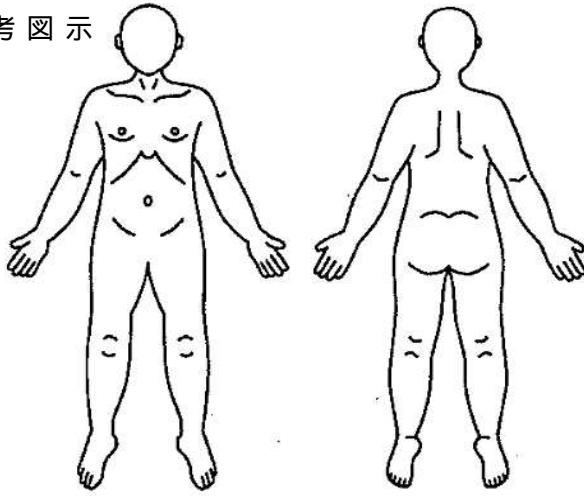
注 障害区分や等級決定のため、八王子市から改めて問い合わせる場合があります。

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを で囲み、下記空欄に追加所見記入)

- 1 感覚障害(下記図示) : なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示) : なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害 : なし・あり
- 5 形態異常 : なし・あり

参考図示



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

x 変形 ■ 切離断 ▨ 感覚障害 ▨ 運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

動作・活動 ・自立 半介助 全介助又は不能 x、()の中のものを使う時はそれに
・左右の別がないものは、共働での評価とする。

寝返りをする		〔はしで〕食事をする (スプーン、自助具)	右 左
座る (背もたれ、支え)	足を投げ出して	コップで水を飲む	右 左
	正座、あぐら、横座り	シャツを着て脱ぐ〔かぶりシャツ〕	
椅子に腰掛ける		ズボンをはいて脱ぐ(自助具) 〔どのような姿勢でもよい〕	
座位又は臥位より立ち上がる (手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)		ブラシで歯を磨く(自助具)	右 左
		顔を洗いタオルでふく	
家の中の移動 (壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)		タオルを絞る	
		背中を洗う	
2階まで階段を上って下りる (手すり、つえ、松葉づえ)		排泄の後始末をする	
		公共の乗物を利用する	
屋外を移動する (つえ、松葉づえ、車椅子)			

注: 身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力及び起立位の状況(該当するものを で囲む。)

- (1) 歩行能力(補装具なしで) : 正常に可能
(2 km・1 km・100 m・ベッド周辺) 以上歩行不能
不能
- (2) 起立位保持(補装具なしで) : 正常に可能
(1時間・30分・10分) 以上困難
不能

計測法

上肢長: 肩峰 橈骨茎状突起 前腕周径: 最大周径
下肢長: 上前腸骨棘 (脛骨) 内果 大腿周径: 膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)
上腕周径: 最大周径 下腿周径: 最大周径

関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）

（この表は必要な部分を記入）

筋力テスト（ ）	関節可動域	筋力テスト（ ）	関節可動域	筋力テスト（ ）
() 前屈		後屈 ()		() 左屈
() 前屈		後屈 ()		() 左屈
右		左		
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 外転		内転 ()	() 内転	
() 外旋		内旋 ()	() 内旋	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 回外		回内 ()	() 回内	
() 掌屈		背屈 ()	() 背屈	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 外転		内転 ()	() 内転	
() 外旋		内旋 ()	() 内旋	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 底屈		背屈 ()	() 背屈	

備考

注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示はのように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〰)を引く。
- 4 筋力については、表()内に× 印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減（筋力0、1、2該当）
印は、筋力半減（筋力3該当）
印は、筋力正常又はやや減（筋力4、5該当）

- 5 (PIP)の項母指は(I P)関節を指す。
- 6 DIPその他手の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 前屈 後屈 (△)